

「健康きりしま21(第4次)」を策定するため、下記アンケートにご協力をよろしくお願いいたします。

【問い合わせ先】
霧島市役所 健康増進課 健康づくり推進グループ
0995-45-5111(内線2172)

問1 お店の業種は何ですか。

1. 喫茶店
2. 一般飲食店(含む居酒屋)・レストラン
3. ホテル・旅館
4. 企業・寄宿舍等の食堂
5. その他(スナック、バー、クラブ等)

問2 受動喫煙(望まずに自分以外の人が吸っていたたばこの煙を吸う機会)が健康に影響することを知っていますか。

1. 知っている
2. 知らない

問3 健康増進法の改正についてお伺いします。

令和2年4月1日から、公共機関、病院等医療機関、学校などは、原則「敷地内禁煙」に、また、飲食店、オフィス、事業所等は原則「建物内禁煙」となったことは知っていますか。(P43:資料2参照)

1. 知っている
2. 知らない

問4 お店の受動喫煙対策についてお伺いします。

1. 特に喫煙の制限はしていない。または一部の席を喫煙席(又は禁煙席)としている(問5へ)
2. 建物内(店舗内)に喫煙専用室を設けている(問5へ)
3. 建物内(店舗内)全面禁煙である(敷地内禁煙も含む)(問8へ)

問5 問4で「1 特に喫煙の制限はしていない。または一部の席を喫煙席(又は禁煙席)としている」、「2 建物内(店舗内)に喫煙専用室を設けている。」と答えた方にお伺いします。

① 建物内(店舗内)を禁煙にしていない理由は何ですか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

1. 健康増進法の改正により禁煙となったことや、受動喫煙による健康への影響について知らなかったため
2. お客様や売り上げが減少すると思ったため
3. お客様から苦情や要望がなかったため
4. 建物(店舗)のスペースや構造上、喫煙専用室の設置が難しいため
5. 喫煙専用室を設置するには空調設備など導入に費用がかかるため
6. 受動喫煙対策をしたいが、方法が分からないため
7. たばこを吸えるお店としてアピールするため

8. 所属する企業チェーン本部の方針のため
9. 特に理由は無い
10. その他（具体的に： _____)

② 今後の予定についてお伺いします。

1. 今後も建物内(店舗内)を全面禁煙とする予定はない
2. 今後、建物内(店舗内)または敷地内を禁煙にする予定である。または検討したい
3. 今後、建物内(店舗内)に喫煙専用室を設置する予定である。または検討したい
4. その他(具体的に： _____)

問6 問4で「1 特に喫煙の制限はしていない。または一部の席を喫煙席(又は禁煙席)としている」、「2 建物内(店舗内)に喫煙専用室を設けている。」と答えた方にお伺いします。

以下のア、イ、ウを全て満たす店舗ですか。 (P43:資料3参照)

- | | | |
|---|---|--|
| <ol style="list-style-type: none"> ア. 令和2年4月1日時点で営業している店舗である イ. 客席面積が100㎡(約 30 坪)以下である ウ. 資本金または出資金の総額が5千万円以下である | } | <ol style="list-style-type: none"> 1. 全てはい (問7へ) 2. いいえ (問9へ)
※原則屋内禁煙です。 |
|---|---|--|

問7 問6で「1 全てはい」と回答した方にお伺いします。

建物(店舗)の全部または一部の席を喫煙可能とする場合、または建物内(店舗内)に喫煙専用室(飲食可)を設置する場合は、保健所に届け出る必要がありますが届け出ていますか。

1. 届け出ている
2. 届け出していない

<問9へ>

問8 問4で「3 建物内(店舗内)全面禁煙である(敷地内禁煙も含む)」と回答した方にお伺いします。

① 禁煙とした理由またはきっかけは何ですか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

1. 健康増進法の改正により全面禁煙となったため
2. お客様や売り上げが増加すると思ったため
3. お客様から要望や苦情があったため
4. 建物(店舗)のスペースの構造上、喫煙専用室を設置することが困難なため
5. 喫煙専用室を設置するには空調設備などの導入に費用がかかるため
6. 受動喫煙による利用者及び従業員への健康への影響を防ぐため
7. 全面禁煙のお店としてアピールするため
8. 料理や飲み物の味や香りを楽しんでもらうため
9. 所属する企業チェーン本部の方針のため
10. 入居しているビルの方針のため
11. 特に理由は無い
12. その他(具体的に： _____)

<全ての方にお伺いします>

問9 ① 鹿児島県が取り組んでいる「たばこの煙のないお店」登録制度について知っていますか。

(P43:資料4参照)

1. 知っている
2. 知らない

② 「たばこの煙のないお店」の登録について、意向をお聞かせください。

1. 今後登録したい
2. 登録に向けて検討したい
3. 登録する予定はない
4. すでに登録済みである

問10 受動喫煙防止を効果的に進めるために必要だと思う行政への要望についてお伺いします。

あてはまるものすべてに○をつけてください。

1. 受動喫煙による健康への影響について、住民や飲食店、企業等にもっと啓発してほしい
2. 受動喫煙対策の経済的、技術的支援をしてほしい
3. 禁煙など受動喫煙防止対策について条例で一律規制してほしい
4. 飲食店の業種は多種多様であり、条例等で一律に規制はしないでほしい
5. 飲食店や企業等の受動喫煙防止対策だけでなく、路上喫煙やたばこのポイ捨てなど、街づくりの観点から総合的な対策を検討してほしい
6. 特になし
7. その他(具体的に: _____)

ご協力、ありがとうございました。

< 参考資料 >

1 健康増進法の一部を改正する法律（2018年7月成立）

改正された健康増進法は、「望まない受動喫煙」の防止を図る観点から、特に健康影響が大きい子ども、患者の皆さんに配慮し、多くの方が利用の区分に応じ、**施設の一定の場所を除き喫煙を禁止**するとともに、**管理権限者の方が講ずべき措置等について定めた**ものです。これにより、多くの方が利用する全ての施設において、喫煙のためには各種喫煙室の設置が必要となります。

 病院・学校 学校・児童福祉施設、病院・診療所、 行政機関の庁舎等 2019年7月1日から 「敷地内禁煙」です。 ※屋外に喫煙場所を設置することも可能です。	 飲食店 2020年4月1日から 「原則屋内禁煙」です。 ※喫煙専用室、加熱式たばこ専用喫煙室の 設置も可能です。	 オフィス・事業所など 事務所、工場、ホテル・旅館、旅客運送 事業船舶・鉄道などの施設 2020年4月1日から 「原則屋内禁煙」です。 ※喫煙専用室、加熱式たばこ専用喫煙室の 設置も可能です。
---	---	--

2 特定施設等の管理権原者等の責務（法第30条関係）

- ①喫煙してはいけない場所に、**喫煙をするための器具や設備を設置してはなりません。**
- ②喫煙してはいけない場所で、喫煙をしたり、喫煙をしようとする者に対して、**喫煙の中止または喫煙してはいけない場所からの退求を求めよう努めなければなりません。**
- ③さらに、**受動喫煙を防止するために必要な措置をとるよう努めなければなりません。**

※ 特定施設とは

- ・第一種施設：公共機関、病院等医療機関、学校など（原則敷地内禁煙）
- ・第二種施設：飲食店、ホテル・旅館、工場、オフィスなど（原則建物内禁煙）

3 喫煙可能室設置施設（既存特定飲食提供施設）

以下の要件を満たす小規模の飲食店は、保健所に届けを出すことで、店舗の全部又は、一部を喫煙可能とすることができます。

- | | |
|----------------------------|----------------|
| ア 令和2年4月1日時点で営業している店舗であること | } ア～ウの全てを満たすこと |
| イ 客席面積が100㎡以下であること | |
| ウ 資本金または出資金の総額が5千万円以下であること | |

※上記ア～ウの要件を全て満たさない店舗については、原則屋内禁煙となります。

ただし、喫煙専用室（飲食不可）、または加熱式たばこ専用喫煙室（飲食可）を設置することは可能です。

4 「たばこの煙のないお店」登録制度

鹿児島県では、県民の生活習慣病予防対策の一環として、受動喫煙対策で全面禁煙に取り組む飲食店や喫茶店等の情報を県民の皆様へ提供するため、県のホームページに「たばこの煙のないお店」として登録する制度を実施しています。

- ・登録店には、登録証と特製ステッカーをお渡しし、表示をお願いしております。
 - ・登録申請は、保健所に申請書を提出してください。
- この機会にぜひご検討ください。



< 3, 4についての問い合わせ先 >

- 始良・伊佐地域振興局保健福祉環境部（始良保健所）健康企画課健康増進係
電話：0995-44-7953 ファックス：0994-44-7969